

# 宝塚市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしい都市の実現のための取組をいう。）をはじめとする地域の諸課題を解決するための取組を、相互の連携と協働により、迅速かつ適切に実施し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 高齢者をはじめとした市民のQOLの向上に関すること。
- (2) 市民の健康づくりに関すること。
- (3) 結婚・出産・子育ての支援に関すること。
- (4) 産業・観光振興の支援に関すること。
- (5) 前4号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。

## （協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条の目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

## （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## （協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前に書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

## （協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

## （守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

## （疑義等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年（2021年）6月24日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

山崎 晴恵

乙 兵庫県尼崎市昭和通3番95号

アマックスビル6F

明治安田生命保険相互会社

阪神支社長

田辺始郎